

平成22年7月30日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（局）長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課

保険システム高度化推進室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、「保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報の仕様について」（平成18年6月6日事務連絡。以下「事務連絡」という。）により取り扱っているところであるが、今般、電子情報処理組織の使用による保険者からの再審査の申出等に関する取扱いに伴いを下記のとおり改定することとしましたので、ご連絡します。

なお、関係の団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

記

1 保険者へ請求する診療（調剤）報酬に係る記録条件仕様

- ①（別添1）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（医科）
- ②（別添2）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（DPC）
- ③（別添3）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（歯科）
- ④（別添4）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（調剤）

2 再審査等請求に係る記録条件仕様

- ①（別添5）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（医科用）
- ②（別添6）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（DPC用）
- ③（別添7）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（歯科用）
- ④（別添8）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）

なお、別添1～8は、HP「診療報酬情報提供サービス」<http://iryuhoken.go.jp>に掲載

